

第498回宮城海区漁業調整委員会議事録

委員会の招集

- (1) 招集者 会長 關 哲 夫
(2) 発送年月日 令和5年8月30日(水曜日)

委員会の開催

- (1) 日時: 令和5年9月6日(水曜日)
午前11時
(2) 場所: 県行政庁舎11階 第二会議室
気仙沼合同庁舎 応接室

議題

審議事項

いるか突棒漁業及び小型機船底びき網漁業(なまこけた網漁業)の制限措置(案)等
について

協議事項

- (1) 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について
(2) 岩手・宮城両県海区漁業調整委員交流会について

報告事項

- (1) 秋さけ固定式刺し網漁業の承認申請の取扱いについて
(2) 令和5年度漁期の秋さけ種卵確保対策について

その他

出席委員

会 長	關 哲 夫 (県庁会場)	委 員	大 江 清 明 (県庁会場)
会長代理	岩 沼 徳 衛 (県庁会場)	”	平 井 光 行 (県庁会場)
委 員	高 橋 平 勝 (県庁会場)	”	館 田 あゆみ (県庁会場)
”	菊 田 守 (気仙沼会場)	”	尾 定 誠 (県庁会場)
”	高 橋 一 郎 (気仙沼会場)	”	石 森 裕 治 (県庁会場)
”	鈴 木 章 登 (気仙沼会場)	”	木 村 千 之 (県庁会場)

欠席委員

会長代理 鈴木政志 委員 伊藤新造

委員 千葉富夫

執行部（事務局）出席者

別紙のとおり

○事務局 高橋総括次長

定刻となりましたので、ただ今から第498回宮城県海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日の委員の出席状況につきましては、気仙沼会場の3名を含め、合計12名の方が御出席されておりますので、漁業法第145条の規定による過半数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは開会の挨拶を關会長にお願いいたします。

○關会長

（挨拶）

○事務局 高橋総括次長

ありがとうございました。

続きまして、宮城県水産林政部 長谷川副部長に御挨拶をお願いいたします。

○水産林政部 長谷川副部長

（挨拶）

○事務局 高橋総括次長

ありがとうございました。それでは議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。配布資料には右上に番号を振っておりますので、お手元の資料を御確認願います。資料1、審議事項「いるか突棒漁業及び小型機船底びき網漁業（なまこけた網漁業）の制限措置（案）等について」、資料2、協議事項（1）「令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について」、資料3、協議事項（2）「岩手・宮城両県海区漁業調整委員交流会について」、資料4、報告事項（1）「秋さけ固定式刺し網漁業の承認申請の取扱いについて」、資料5、報告事項（2）「令和5年度漁期の秋さけ種卵確保対策について」その他として、カラーの資料付けております「宮城県沿岸漁船漁業不漁対策検討会での「宮城県の沿岸漁船漁業の目指すべき方向性」のとりまとめについて」です。以上6種類の資料となっておりますので、御確認のほうお願いします。よろしければ、議事に入らせていただきます。關会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○關会長

それでは議事に入りますが、その前に議事録署名委員の指名を行いたいと思います。4番の高橋（平）委員、11番の平井委員にお願いします。よろしくお願いします。それでは、お手元の会議次第により議事を進めてまいりますので、よろしくお願いします。

【審議事項】

○關会長

審議事項「いるか突棒漁業及び小型機船底びき網漁業（なまこけた網漁業）の制限措置（案）等について」を上程いたします。県から説明をお願いします。

阿部課長お願いします。

○水産業振興課 阿部課長

それでは、審議事項「いるか突棒漁業及び小型機船底びき網漁業（なまこけた網漁業）の制限措置（案）等について」御説明させていただきます。資料1を御覧願います。

この制限措置につきましては、前回も御説明しており、御指示いただいておりますが、漁業法第58条において準用する同法第42条第3項の規定に基づいて、いずれも11月から漁期を迎える、「いるか突棒漁業」の県外対象分と、小型機船底びき網漁業のうち「なまこけた網漁業」の許可に係る制限措置の内容等について御審議いただきたいと考えております。

詳細につきましては、担当から御説明いたします。よろしくお願いします。

○關会長

阿部課長ありがとうございました。それでは、永木さんお願いします。

○水産業振興課 永木技術主任主査

審議事項「いるか突棒漁業及び小型機船底びき網漁業（なまこけた網漁業）の制限措置（案）等について」、資料1を用いて説明させていただきます。

1ページ目が委員会に諮問をさせていただく内容の文章になっております。2ページ目、3ページ目が今回御審議いただく制限措置の内容というふうになっております。こちらについてはまた後ほど戻りまして説明させていただきます。

4ページから御覧ください。4ページ目にいるか突棒漁業の概要についてということで資料付けております。いるか突棒漁業につきましては、1の概要のところにありますとおり、突棒により行う漁業ということで、対象はりくぜんいるか、いしいるかというふうになっております。2の主な経緯というところにございますとおり、こちらの漁業につきましては、平成14年度から知事許可制へ移行したものでございます。3の漁業の概要のところでございますけれども、グラフが漁獲実績というふうになっております。平成元年から載せておりますけれども、平成22年以降につきましては、ごく少ない漁獲の状況というふうになっております。

下の表があるんですけども、こちらがいしいるか、りくぜんいるか、それから合計ということで、それぞれの漁獲枠ですね、それに対する漁獲頭数ということで、数字をまと

めた表でございます。それから下の方には、県内の船、それから岩手、北海道の船の許可件数を記載しております。一番右側が令和4年度直近の数字になりますけれども、いるがにつきましては、国際的な資源保護の観点というところで、水産庁が各都道府県に漁獲を設定しております、宮城県につきましては、いしいるかが129頭、りくぜんいるかが12頭というふうになっております。令和4年度につきましては、その漁獲枠に対して漁獲実績がいしいるかとりくぜんいるかの2頭というふうになっております。それから許可件数でございますけれども、県内の船が3隻、岩手が2隻、北海道は2隻の合計7隻というところで操業が行われました。

5ページ目、御覧いただきまして許可の概要でございますけれども、他県の分の制限措置でございますが、いるか突棒漁業につきましては、操業区域が宮城県沖合海面、操業時期は11月から4月までとなっております。今回、他県に公示する枠、他県につきましては1年の許可となっております、毎年、枠を公示しておりますけれども、公示枠につきましては岩手県が4隻、北海道が2隻というふうになっております。こちらにつきましては、許可の上限が全体で27隻となっております、岩手県が18隻、北海道が7隻というところで、その中で事前に希望をお聞きいたしまして、岩手県から4隻、北海道から2隻、出漁希望があるということで、今回こちらの数字というふうになっております。

6ページ目以降につきましては、いるかの生態、それから国内のいるか漁業についてということで、参考資料をお付けしたものでございますので、説明の方は省略させていただきます。

続きまして、7ページからがなまこけた網漁業の概要についてということの資料になっております。なまこけた網漁業につきましては、第一種共同漁業権の中でけた網を使用してなまこを漁獲する漁業でございます。許可に係る経緯ということで平成17年から深場のなまこの採捕について要望がございまして、特採に基づく調査ということで始まったものでございまして、令和2年から許可制に移行しております。3の漁獲実績のところでございますけれども、平成17年以降の各地区の漁獲実績を載せております。直近の昨年につきましては、全体で35トン程度の水揚げがあったものでございます。一番下は各共同漁業権の中の操業区域を示しております。

8ページ目でございます。こちらの漁業につきましては、自主管理体制ということで、各支所におきまして、操業管理規程というものと、それから操業計画を作成いただきまして、許可に当たり県と事前協議をいただきまして、承認を得た上で運用していただいております。内容としては、操業時間、それから一日あたりの漁獲上限であるとか、操業回数、操業隻数、総漁獲量の上限、個体重量の制限等を定めているところです。それから3の許可の概要ということで、今回の制限措置の内容でございますけれども、操業区域につきましては、漁協が免許を受けた共同漁業権の区域内で、各支所の署名による同意を得た区域となっております。漁業時期は11月1日から3月31日までとなっております。公示枠につきましては、こちらの支所ごとにと定める操業管理規程で定める隻数というふうになっております。こちらの隻数に関しては、事前に予定隻数を確認いたしまして、今回は182隻ということで公示したいというふうに考えております。

9ページでございますけれども、公示枠の説明でございますが、こちらの許可につきましては、資源管理型の漁業ということで、操業管理規程の中で県と漁協が事前協議をいた

しまして、適正な操業管理体制が確保されているという確認のもとで操業隻数を検討いたしまして、規程の中で定めていただいております。許可すべき隻数につきましては、これまでの特別採捕、それから許可の実績の最大値を上限とすることを基本にいたしまして、資源の利用状況等も踏まえながら設定するというふうにしております。一番下の表でございますけれども、こちらがこれまでの許可隻数の推移となっております。昨年は許可隻数公示枠184隻に対して、許可隻数では156隻でございました。今年度に関しましては、事前に希望をお聞きした結果、全体で182隻というふうになっております。

資料戻りまして、2ページ目と3ページ目を御覧ください。2ページ目がいるか突棒漁業の制限措置の内容というふうになっております。許可すべき船舶の数でございますけれども、先ほど説明いたしましたとおり、岩手県が4隻、北海道が2隻ということで公示したいというふうに考えております。申請すべき期間でございますけれども、9月14日から10月13日までというふうに考えております。さらに3ページ目でなまこけた網漁業の制限措置でございますが、先ほど説明差し上げましたとおり、許可すべき船舶の数につきましては、御覧の記載のとおりというふうに、公示させていただきたいと考えております。申請すべき期間につきましては、同じく9月14日から10月13日までということで、11月1日から漁業が始められるようにということで、準備を進めてまいりたいと思っております。説明以上でございます。

○關会長

はい、ありがとうございました。県から説明終わりましたので質疑に入ります。
御質問等ございましたら、いつものとおりお願いします。
どなたか御質問ありませんか、大江委員どうぞ。

○大江委員

なまこけた曳の水揚トン数は分かったが、金額と平均単価は分かりますか。

○關会長

お答えできますか、永木さん。

○水産業振興課 永木技術主任主査

申し訳ございません。現在、手元に金額を集計したものがございませんでしたので、改めて御説明させていただければと思います。

○大江委員

分かりました。

○關会長

後でということで、ほかにございませんか。

なければ、県から諮問のあった審議事項「いるか突棒漁業及び小型機船底びき網漁業（なまこけた網漁業）の制限措置（案）等について」は、原案どおりで差し支えない旨答申する

ことに御異議ございませんか。

○各委員

異議無し。

○關会長

ありがとうございます。よって、異議なしと認め、令和5年9月4日付水振第463号により諮問のあったこのことについては、原案どおり差し支えない旨答申することといたします。

----- 審議事項終了 -----

【協議事項】

○關会長

協議事項(1)「令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。庄子さんをお願いします。

○事務局 庄子技師

私の方からは資料2を用いまして、協議事項(1)「令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について」を御説明させていただきます。

まず、1ページ目御覧ください。こちらは静岡海区漁業調整委員会から、今年度の東日本ブロック会議の開催及び令和6年度総会に向けた要望事項についての照会となります。今年度の東日本ブロック会議は静岡県の静岡市で開催されることとなりました。

2ページ目になりますが、こちらは要望事項とりまとめの留意点についての記載がございます。

3ページですが、昨年度の東日本ブロック会議に提出した各海区からの要望事項の一覧となっております。合計で30題あります。その中で、当海区委員会の方からは、下線を引いてあるⅢの太平洋くろまぐろの資源管理について、Ⅳの沿岸漁業と沖合漁業の調整について、Ⅴの外国漁船問題等についてのうちロシア大型冷凍トロール船による漁具被害対策についての3題について要望しておりました。その結果が、8月31日付けで全漁調連の事務局からきておりまして、その結果を受けまして、事務局で令和6年度総会に向けた要望事項案を作成しましたので、そちらを今回協議いただきたいと思います。

5ページ目からは、今回協議していただく内容となっており、今回開催通知を発送させていただいた際に同封させていただいたものと同じ内容となっております。

まず、太平洋くろまぐろの資源管理についてですが、右側の令和5年度に要望した内容としましては、裏面6ページにあります。内容としてはくろまぐろは定置網やかじき等流し網漁業等でも混獲されますが、いずれも魚種を選択した採捕が困難であり、くろまぐろ以外の魚種も含む水揚げの減少が懸念されることから、沿岸漁業への漁獲枠の配分についての配慮を要望しておりました。その要望に対して水産庁からの要望結果としましてはここにあるとおり、2023年漁期におけるくろまぐろ大型魚の配分にあたり過去の漁獲

実績に応じて国の留保している数量からの追加配分や、配分量が少ない都道府県については当初に上乘せ配分するなど、沿岸漁業に対して配慮した配分を行ったという回答がきております。こちら踏まえまして、前のページに戻っていただきたいんですけど、令和6年度要望事項案では、まず経緯について、網掛けしている部分が昨年度から変更部分ですが、ISCの評価について記載したこと、定置網漁業における大量放流や意図しない混獲等、実態を追記しております。6ページは、参考部分を時点修正しております。要望自体は継続して要望していく必要があると考えられたことから、大きな変更はございませんが、このような状況のところ、更新して要望しております。

続いて7ページにいきまして、沿岸資源の適正な利用についてですが、まず、要望としては、沿岸漁業と沖合漁業（大中型まき網漁業）の調整について、昨年度の要望事項については、右側の要望内容のとおり沿岸漁業者と大臣許可漁業者との調整について、両者の共存共栄のため、当事者同士の話し合いの場の設定に努めるとともに、案件に応じて国が主導して円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこととして要望しておりました。それに対し、要望結果としては、適正な資源管理のためには、漁業の特性に応じた資源管理措置を講ずることが大切であり、そのためには関係漁業者間の話し合いを通じて、資源の合理的な利用を図り、沿岸漁業と沖合漁業の共存、共栄を図っていくことが重要であること、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、地域の漁業実態や要望等を踏まえつつ、必要に応じて調整等を行うことで双方による協議が十分に行われるよう指導しており、今後もこうした取組を継続してまいりたいという回答でした。こちらについては引き続き同内容を要望していくことが必要であると考えられたことから、今年度も昨年度と同様の内容で、継続して要望していきたいと考えてございます。

9ページお願いします。外国漁船問題等についてということで、ロシア大型冷凍トロール船による漁具被害対策について要望しております。令和5年度の要望事項は、10ページの方に①、②と2つ要望しております。①として、我が国排他的経済水域内で操業するロシア大型トロール船に対しては、沿岸漁業者の漁具被害を回避するための体制を構築すること。②としては、現実に漁具被害が発生していることから、ロシア船による漁具被害において、被害漁具復旧費の全額補助や加害船特定の有無に関わらず補助対象とするなど、活用しやすい補償の仕組みを早急に構築することを要望しておりました。要望結果として下の①、②にあるとおり、内容としてはロシア漁船への情報の伝達や慎重な操業の指導、漁具被害の原状復帰のための経費の1/2の補助の活用といった結果がきております。こちらの要望結果を踏まえまして、9ページに戻っていただき、要望に至った経緯のところ、網掛けの部分が修正した箇所でございますが、日ロ地先沖合漁業交渉における操業禁止ラインの見直し等を記載し、積極的な交渉や国の支援の継続の必要性について記載しております。10ページ目に書いてあるとおり要望内容ですが、沿岸漁業者の漁具被害を未然に防止するため、という文言を追加しております。

12ページからは、水産庁や関係省庁からの要望結果となっておりますので、後ほど、御確認いただければと思います。私からの説明は以上です。

○關会長

事務局から説明終わりましたので、質疑に入ります。御質問ありましたら、また例のとおりをお願いします。どなたか御質問等ありますか。

○關会長

なければ、「令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について」はこれまでとします。

○關会長

次に協議事項(2)「岩手・宮城両県海区漁業調整委員交流会について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。瀧上さんをお願いします。

○事務局 瀧上主事

私の方から協議事項(2)「岩手・宮城両県海区漁業調整委員交流会について」御説明させていただきます。前回8月の委員会の際にお話させていただいた内容と変更は特にない内容となっております。

2ページ目の今後の流れについて御説明させていただきます。この後の流れですが、12時に海区漁業調整委員会終わり次第、各自昼休憩をとっていただきまして、1時40分頃までに仙台駅の方の3階にある中央改札に集合していただければと思います。その後、新幹線に乗りまして盛岡駅に向かう形となります。盛岡駅に着き次第の動きですが、盛岡駅の南改札通口の方に集合していただきまして、事務局の方でタクシーを手配しますので、そちらの方に職員1名と委員さん2名で乗っていただいて移動するような形になります。タクシーで岩手県水産会館に移動次第、交流会を実施いたしまして、その後、向いにあります北ホテルの方に徒歩で移動して、情報交換会を行う流れとなっております。気仙沼の委員さんの流れにつきましては、気仙沼の公用車で一ノ関駅に職員と一緒に向かっていただきまして、一ノ関駅から新幹線に乗り、盛岡駅の改札の方で集合していただいて、タクシーで交流会会場へ向かっていただく流れとなっております。

そして、最終的に情報交換会が終わり次第だったんですけども、事務局の方でタクシーを会場に手配しますので、そのタクシーにまた職員1名と委員2人で乗っていただいて、盛岡駅の方に向かいまして、仙台駅に帰る方は7時50分の新幹線、一ノ関駅の方に戻る方は7時40分の新幹線に乗っていただいて移動するような形となります。仙台駅に到着してからは、各自帰宅という形になります。また、一ノ関駅の方に戻る気仙沼の委員については、公用車で気仙沼の合同庁舎の方に戻っていただいて、そこで各自解散というような流れとなっております。

交流会の情報交換会に参加する方については、情報交換会の会費と事務局に新幹線の切符を予約の方については、新幹線の切符代の方をお預りしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

後ろのページにこの後行われる岩手・宮城両県海区漁業調整委員交流会の資料といたしまして、宮城県の方から説明させていただく資料を参考として添付させていただいており

ます。

この後、移動する方につきましては、足元悪い中恐縮ですが、1時40分頃までに仙台駅改札に集合していただければと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○關会長

ありがとうございました。あらかじめお伝えしてある内容と変わらないようですので、皆さんこれを守って集合していただくようお願いしたいと思います。

特に質問ないですね。

それでは「岩手・宮城両県海区漁業調整委員交流会について」はこれまでとします。

----- 協議事項終了 -----

【報告事項】

○關会長

次に、報告事項に移ります。報告事項(1)「秋さけ固定式刺し網漁業の承認申請の取扱いについて」を上程します。事務局から御説明をお願いします。庄子さんをお願いします。

○事務局 庄子技師

報告事項(1)としまして、「秋さけ固定式刺し網漁業の承認申請の取扱いについて」、資料4を用いて、説明させていただきます。

資料4はクリップ止めになっており、ホチキス止めのもの1枚ものの資料に分かれています。後ほど御説明いたしますが、1枚ものの資料は新規申請者の申請書となっており、個人情報が含まれているので、後ほど回収させていただきたいと思っております。

ホチキス止めの資料を1枚おめくり願います。令和5年度秋さけ固定式刺し網漁業の承認申請の取扱いについてですが、例年、上限隻数の枠を超えた申請があった場合などに、審議事項といたしまして、海区漁業調整委員会で承認の御審議をいただくものとなっておりますが、今年度につきましては、新規の申請を含めて上限隻数の内に収まることから、今回は報告事項として御説明させていただくものです。

まず、1の内容ですが、8月に開催いたしました海区漁業調整委員会において、指示内容について協議・御審議いただきまして、8月18日付けで令和5年度漁期の秋さけ固定式刺し網漁業に係る委員会指示を発動してございます。その指示に基づきまして、2の隻数上限123隻に対し、3の今年度申請隻数にありますように、継続申請隻数が118隻、新規承認申請隻数が2隻となり、申請数は上限の内に収まりました。4番の委員会指示内容というのは、8月の委員会で御指示いただいた内容を参考までに記載しているものでございます。

裏面2ページを御覧ください。申請の内訳について、漁協及び支所別にどの程度申請があったかというものをまとめてございますので、御参考にしていただければと思います。

続いて、3ページを御覧ください。今後のスケジュールについてですが、太枠で示した部分が今回の委員会となりまして、9月中旬より今回申請いただいた申請者へ承認証を交付いたしまして、9月25日からの操業開始に向けて進めて参りたいと考えてございます。

続きまして、別紙の1枚ものの資料を御覧ください。こちらが今回新規申請となる2名の申請書となります。両名とも県漁協谷川支所所属の方で、どちらも全くの新規ではなく、令和元年及び令和3年に承認を受けていた方であります。冒頭申し上げましたとおり、こちらは回収いたしますので、持ち帰らずにその場に置いたままにさせていただきますようお願いいたします。私からの説明は以上となります。

○關会長

県からの説明終わりましたので質疑に入ります。御質問等ございましたら発言願います。発言に際しましては、いつものとおりお願いします。

○關会長

特にありませんか。なければ、報告事項(1)「秋さけ固定式刺し網漁業の承認申請の取扱いについて」はこれまでとします。

○關会長

次に、報告事項(2)「令和5年度漁期の秋さけ種卵確保対策について」を上程します。県から御説明をお願いします。杉田技術主幹をお願いします。

○水産業基盤整備課 杉田技術主幹

私の方からは資料5に基づきまして、報告事項(2)「令和5年度漁期の秋さけ種卵確保対策について」御説明させていただきます。

令和5年度漁期の秋さけ種卵確保対策について(案)という資料がございます。こちら、今年度の秋さけふ化放流事業に係る種卵確保に関する基本方針を整理したものでございまして、今後、9月中に各ふ化放流団体など関係者と調整の上、最終的に決定したいと考えてございます。まず第1、種卵確保対策に係る基本的認識というところを御覧ください。秋さけについては言うに及ばず極めて重要な資源ということでございますが、近年、来遊が著しく減少しているということで、ふ化放流事業に必要な親魚や種卵の十分な確保は困難な状況になってございます。こちらのグラフがございすけども、棒グラフが沿岸来遊数、それから折れ線の方が稚魚の放流数になりますけども、折れ線の放流数につきまして、近年、急激に減少しております。特に令和元年度以降ですね、激減しております。さけは基本的に放流して4年経ってから回帰してくるということで、今年度は令和5年ということで、令和元年のちょうどその放流数がかくっと減ったところの稚魚が主群として帰ってくるということで、今後は秋さけ来遊についても、これまで以上に厳しい状況になることが想定されているというところでございます。そういったところですので、今年度につきましても関係者が一体となって種卵の確保対策に取り組む必要があるというふうに認識してございます。

第2の令和5年度漁期の種卵確保ということで、今、申しましたとおり、今年度の帰ってくるさけの主群と考えられるのが、令和元年度の稚魚ということで、これが少なかったということ。それから、高水温の影響もございすので、かなり厳しい状況が予測されております。水産技術総合センターさんの方で公表いただきました秋さけの今期の来遊予測

ですけれども、29,000尾ということで、昨年度の61%で、さらに昨年度を下回るという厳しい状況となることが想定されております。こういったことで、繰り返しになりますけれども、関係者が一丸となった種卵確保対策ということで、自県産種卵ですね、河川とか海産親魚を活用するとともに、昨年度も北海道中心に種卵を移入しておりますけれども、他道県産種卵の積極的な移入といったところを実施していきたいというふうに考えてございます。

これらを踏まえまして、親魚・種卵確保体制の基本方針ということで、第3のところに記載してございます。内容についてはその裏面を御覧いただきたいんですけども、まず一番としまして、河川遡上親魚の最大限の活用ということで、効果的・効率的な親魚採捕方法を行うとともに、未成熟で上がってくるさけについても、可能な限り畜養を実施して、採卵に供するように努めるというふうに考えてございます。それからこちら(4)に網揚げ協力についても記載してございますが、これだけ来遊が減少している中で、網揚げを行うことの効果というのは、限定的とは考えられますけれども、必要に応じまして、それぞれの水系の御判断によって御検討をいただくというふうな整理をさせていただいております。

それから2番の海産親魚の活用ということで、河川だけではなかなか足りないということで、主に定置の漁業者さんなどの御協力をいただきながらですね、海で捕れた親魚についても積極的に種卵を取るように活用していくということを昨年度に引き続き、実施していくというところです。こうした、宮城県の中での種卵の最大限の確保に努めるとともに、3番の他道県産種卵の移入調整ということで、北海道、山形、秋田から昨年度も3,000万粒ほど種卵を移入しておりますけれども、今年度もそういった北海道などに対して移入の要望をしているところでございまして、今後、蓋を開けてみないとかどれだけ来るかというのは分からないんですが、積極的に種卵を要望していくところでございます。

それから4番の種卵の移出入調整でございますが、こちらはなかなか厳しい種卵の確保状況が予想される中で、なかなか想定しない部分はありますが、特定の河川等に、余剰の種卵が生じた場合には、県や県の増殖協会が中心となって、県全体の調整を行うということを記載してございます。

以上を踏まえまして、5番のさけ採卵・放流計画基本方針というものを今後、ふ化放流団体の意見もお聞きしながら策定しまして、今年度のふ化放流事業を実施して参りたいと考えてございます。私からの説明は以上でございます。

○關会長

県からの説明が終わりましたので、御質問がありましたらお願いします。
どなたか御質問ありますか。

○關会長

なければ、報告事項(2)「令和5年度漁期の秋さけ種卵確保対策について」はこれまでとします。

————— 報告事項終了 —————

【その他】

○關会長

次に、その他に移ります。

県からお願いします。永木さんお願いします。

○水産業振興課 永木技術主任主査

資料番号ございませんけれども、一番最後につけておりますA3版のカラーの資料を用いまして御紹介させていただきます。こちらにつきましては、近年の海洋環境の変化の影響ということところで、本県でも漁獲できる魚種が著しく変化してしまっていて、沿岸漁船漁業の経営に大きな影響を与えているという状況の中で、昨年11月に沿岸漁船漁業の不漁問題について話し合う場ということで、宮城県沿岸漁船漁業不漁対策検討会を立ち上げたところでございます。メンバーにつきましては、宮城県漁協さん、それから牡鹿漁協さん、各漁船漁業の部会の皆様、それから流通団体、県、試験研究機関というようなメンバーで検討を行ってまいりました。それでこれまで3回の検討会を実施いたしまして、海洋環境の変化に対応した新たな操業体制の転換や対策ということで話し合いを行ってきまして、先週9月1日でございますけれども、開催されました第3回検討会におきまして、こちらの宮城県の沿岸漁船漁業の目指すべき方向性という形で、大きな方向性を取りまとめましたので、本日御紹介させていただきます。こちらの資料は概要版となっておりますけれども、大きな方向性としては左側の上にありますとおり、方向性1から3ということで、3つの柱で考えて取りまとめられております。

1つ目として、海洋環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できる操業体制の構築、方向性の2として高付加価値化による収益性の高い漁業経営の確立、そして3つ目としてスマート水産業と水産技術等の技術を活用した省力化や生産性を向上させていくという3つの柱で進めていくというふうな方向性に取りまとめられたところでございます。具体的な対策をこの方向性に従って進めていくということなんですけれども、その取組とか対策につきましては内容によって、すぐにできるものもあれば漁業調整上の課題であるとか、資源状況とか本県での収益性とかですね、そういったところの検討が必要というところで、すぐにはできないものもあるだろうということで、下の表のとおり、類型1から類型4ということで、取組ごとに類型化もさせていただいております。類型1はすぐに取組ができるだろうということで、転換対策の内容としては、わかめ養殖業との兼業化であるとか、とらふぐ・たちうおのはえ縄漁業といった内容を挙げております。類型2とか3につきましては今すぐにはできないけれども、例えば技術的な課題を解決したり、あるいは他の県での操業状況とか取組の状況を見ながら情報を収集して、うちの県でも試験操業なんかもしながら検討していけば実現にと結びつくかもしれないというようなところで類型化したもので、例えばいか釣りのするめいかが獲れないので、魚種をやりいかやけんさきいかのいか釣りということで転換するといったような内容を例としてあげております。最後の類型4につきましては、やはり漁業調整上の課題等がありまして、法令等の整備にも時間を要するというところで挙げたものでございます。

この目指すべき方向性の中では新たな操業体制への転換や対策についてということで、各地区、それから漁業種類ごとに6パターンのモデルを例示しております。それが右側に

あげた6つのモデルというふうになっております。それぞれの北部・中部の漁船漁業19トンクラスから同じく北部・中部の10トンクラス、それから中部の金華山以南の漁船漁業の皆様、それから仙台湾の刺し網のような漁船漁業、あとは小型底引き網、定置網ということで、6つのモデルを例示しております。時間の関係で、すべては説明できないんですけれども、例えば一番上の北部・中部の19トンクラスのところを御覧いただきたいんですけれども、こちらにつきまして、小型さんま漁船を想定して記載しておりますけれども、それぞれ漁業の概要と特性、それから現在の経営がどうなっているか、それについて今はどんなことが課題になっているか、考えられる転換対策のモデルはどうかということに記載しております。今後はこの取りまとめを行いました方向性に基づきまして、具体的な対策を進めていくということになりますけれども、それに当たりましては、引き続き、この方向性について各漁船漁業の部会であるとか、そういったような漁業者団体の皆様に御説明しながら進めていきたいというふうに考えております。また、今年新しく沿岸漁船漁業復興完遂サポート事業という補助金とか試験操業できる事業も立ち上げておりますので、そちらも活用しながら皆様と連携して進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○關会長

この件はかなり関心の高い内容が含まれていると思いますので、今日は無理ですけども、後日もう1回、その内容、対策等について御説明いただく機会を得たいと思いますが、よろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○關会長

どうもありがとうございました。その他、何かございますか。
なければ事務局から事務連絡お願いします。

○事務局 高橋総括次長

それでは事務局の方から2点連絡させていただきます。1点目は次回の委員会の日程となります。来月10月は休会となりまして、11月16日の木曜日、時間は午後2時から、場所は県庁9階の第1会議室で開催を予定しております。

2点目につきましてはこの後の交流会関連です。参加される方につきましては先ほどの資料3のとおり、時間決まっておりますので、遅れないように移動いただきますようよろしくお願いいたします。以上となります。

○關会長

本日予定しておりました議題は以上で全て終了しましたので、本日の委員会はこれで終了いたします。この後も岩手海区との交流会も引き続きよろしくお願いいたします。

○事務局 高橋総括次長

關会長、委員の皆様、本日は大変ありがとうございました。

— 委員会終了 —

《議決（決定）事項》

審議事項

いるか突棒漁業及び小型機船底びき網漁業（なまこけた網漁業）の制限措置（案）等について

協議事項

- (1) 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について
- (2) 岩手・宮城両県海区漁業調整委員交流会について

報告事項

- (1) 秋さけ固定式刺し網漁業の承認申請の取扱いについて
- (2) 令和5年度漁期の秋さけ種卵確保対策について

その他

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会 長	關 哲夫
署名委員	中井 光行
署名委員	高橋 平勝
書 記	瀧上 瑠子

